女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-工-D-02-0001_改 0
提出年月日	2021年1月12日

工事計画に係る説明資料

原子炉本体

(基本設計方針)

2021年1月

東北電力株式会社

- 1.8 原子炉本体の基本設計方針,適用基準及び適用規格
 - (1) 基本設計方針

(1)	
変更前	変更後
用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」、「実	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造及び設
用発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造及び設備の基準に関する規	備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術
則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」	基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。
並びにこれらの解釈による。	
第1章 共通項目	第1章 共通項目
原子炉本体の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災,	原子炉本体の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災,
4. 設備に対する要求(4.5 安全弁等,4.6 逆止め弁,4.7 内燃機関	4. 溢水等, 5. 設備に対する要求(5.5 安全弁等, 5.6 逆止め弁, 5.7
の設計条件,4.8 電気設備の設計条件を除く。),5. その他」の基本設	内燃機関及びガスタービンの設計条件,5.8 電気設備の設計条件を除
計方針については,原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項	く。), 6. その他」の基本設計方針については, 原子炉冷却系統施設の基
目」に基づく設計とする。	本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。
第2章 個別項目	第2章 個別項目
1. 炉心等	1. 炉心等
燃料体(燃料要素及びその他の部品を含む。)は、設置(変更)許可を	変更なし
受けた仕様となる構造及び設計とする。	
燃料体,減速材及び反射材並びに炉心支持構造物の材料は,通常運転時	
における原子炉運転状態に対応した圧力,温度条件,燃料使用期間中の燃	
焼度,中性子照射量及び水質の組み合わせのうち想定される最も厳しい条	
件において,耐放射線性,寸法安定性,耐熱性,核性質及び強度のうち必	
要な物理的性質並びに,耐食性,水素吸収特性及び化学的安定性のうち必	
要な化学的性質を保持し得る材料を使用する。	

1 - 8 - 1

変更前	変更後
燃料体は炉心支持構造物で支持され,その荷重は原子炉圧力容器に伝え	
られる設計とする。	
燃料体は,通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における発電用原	
子炉内の圧力,自重,附加荷重,核分裂生成物の蓄積による燃料被覆管の	
内圧上昇,熱応力等の荷重に耐える設計とする。また,輸送中又は取扱中	
において、著しい変形を生じない設計とする。	
炉心支持構造物は,最高使用圧力,自重,附加荷重及び地震力に加え,	
熱応力の荷重に耐える設計とする。	
炉心は,通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時に発電用原子炉の運	
転に支障が生ずる場合において,原子炉冷却系統,原子炉停止系統,反応	
度制御系統,計測制御系統及び安全保護装置の機能と併せて機能すること	
により燃料要素の許容損傷限界を超えない設計とする。	
炉心部は燃料体,制御棒及び炉心支持構造物からなり,上下端が半球状	
の円筒形鋼製圧力容器に収容される。原子炉圧力容器の外側には、遮蔽壁	
を設置する。	
燃料体(燃料要素を除く。),減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は,	
通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において,発	
電用原子炉を安全に停止し,かつ,停止後に炉心の冷却機能を維持できる	
設計とする。	
なお、熱遮蔽材は設けない設計とする。	
2. 原子炉圧力容器	2. 原子炉圧力容器
2.1 原子炉圧力容器本体	変更なし
原子炉圧力容器の原子炉冷却材圧力バウンダリに係る基本設計方針	

変更前
3.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ」に基づく設計とする。
原子炉圧力容器は、円筒形の胴部に半球形の下鏡を付した鋼製容器
に, 半球形の鋼製上部ふたをボルト締めする構造であり, 再循環水出口
ノズル,再循環水入口ノズル,主蒸気出口ノズル,給水ノズル等を取り
付ける設計とする。
原子炉圧力容器内の <mark>原子炉</mark> 冷却材の流路は,原子炉再循環ポンプによ
り,再循環水入口ノズルから原子炉圧力容器内に導かれ,ジェットポン
プによりチャンネルボックスが形成した <mark>原子炉</mark> 冷却材の流路を炉心の
下方から上方向に流れ、主蒸気出口ノズルから出る設計とする。
原子炉圧力容器の支持方法は,原子炉圧力容器支持スカートで下端を
固定し,原子炉圧力容器スタビライザによって水平方向に支持する設計
とする。
原子炉圧力容器は最低使用温度を 10℃に設定し, 関連温度(初期)
を- <mark>35</mark> ℃以下に設定することで,脆性破壊が生じない設計とする。
中性子照射脆化の影響を受ける原子炉圧力容器にあっては,日本電気
協会「原子力発電所用機器に対する破壊靭性の確認試験方法」(JEA
C4206)に基づき、適切な破壊じん性を有する設計とする。
チャンネルボックスは, 制御棒をガイドし, 燃料 <mark>集合</mark> 体を保護する設
計とする。
2.2 監視試験片
1メガ電子ボルト以上の中性子の照射を受ける原子炉圧力容器は,当
該容器が想定される運転状態において脆性破壊を引き起こさないよう

4

変更前	変更後
にするために,施設時に適用された告示「発電用原子力設備に関する構	
造等の技術基準(昭和 55 年通商産業省告示第 501 号)」を満足し,機械	
的強度及び破壊じん性の変化を確認できる個数の監視試験片を原子炉	
圧力容器内部に挿入することにより,照射の影響を確認できる設計とす	
る。	
監視試験片は, 適用可能な日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方	
法」(JEAC4201)により、取り出し及び監視試験を実施する。	
 流体振動等による損傷の防止 	3. 流体振動等による損傷の防止
燃料体,炉心支持構造物及び原子炉圧力容器は, <mark>原子炉</mark> 冷却材の循環,	変更なし
沸騰その他の <mark>原子炉</mark> 冷却材の挙動により生じる流体振動又は温度差のあ	
る流体の混合その他の <mark>原子炉</mark> 冷却材の挙動により生じる温度変動により	
損傷を受けない設計とする。	
4. 主要対象設備	4. 主要対象設備
原子炉本体の対象となる主要な設備について、「表 1 原子炉本体の主	原子炉本体の対象となる主要な設備について,「表 1 原子炉本体の主
要設備リスト」に示す。	要設備リスト」に示す。

表1 原子炉本体の主要設備リスト(1/4)

			3	変更前					変更後	<i>发</i>				
設備	系統名	機器区分		設計基準対	対象施設(注1)	重大事故等,	寸処設備 ^(注1)		設計基準	対象施設 (注1)	重大事故等	対処設備 (注1)		
設備区分	名称	₩ 6 6 1 2 7	名称	耐震重要度分類	機器クラス	設備分類 重大事故等 機器クラス		名称	耐震 重要度 分類	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		
_	_	炉型式,定格熱出力,過剰反 応度及び反応度係数(減速 材温度係数,燃料棒温度係 数,減速材ボイド係数及び 出力反応度係数)並びに減 速材	数(减速材温度係数,燃料棒温度係数,减速材示 くど係物及び出力反応産係数)並びに対応すけ		_	_		変更なし	変更なし			_		
		炉心形状,格子形状,燃料集 合体数,炉心有効高さ及び 炉心等価直径	炉心形状,格子形状,燃料集合体数,炉心有効高 さ及び炉心等価直径	_	_		-	変更なし				_		
炉心		材,燃料要素及び燃料集合	燃料体最高燃焼度(初装荷及び取替えの別並び に燃料材,燃料要素及び燃料集合体の別に記載 すること。)及び核燃料物質の最大装荷量		_		-	変更なし				_		
		燃料材の最高温度	燃料材の最高温度	_	_		_				_			
		熱的制限値(最小限界出力 比及び最大線出力密度)	熱的制限値(最小限界出力比及び最大線出力密 度)	_	_		_	変更なし				_		
燃料体	_				取替燃料集合体タイプ1(9×9燃料(A型))	_	_		-	変更なし				_
体			取替燃料集合体タイプ2(9×9燃料(B型))	_	-		_	変更なし				_		
チャンネル	_	_	チャンネルボックス	s	_	_		変更なし				_		

表1 原子炉本体の主要設備リスト(2/4)

				2	変更前					変更後	发			
設備区分	系統名称		機器区分		設計基準対象施設(注1) 重大事故等対処設備(注1)			設計基準対象施設(注1)		重大事故等	彩如設備 ^(注1)			
区分	名称	名 1000000000000000000000000000000000000		名称	耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス	名称	耐震 重要度 分類	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス	
				炉心シュラウド	S	炉心支持構 造物		_	変更なし	,			_	
		炉心シ: ウドサ7	ュラウド及びシュラ ポート	シュラウドサポート	S	炉心支持構 造物		_	変更なし				_	
炉				炉心シュラウド支持ロッド	S	炉心支持構 造物		_	変更なし				_	
// 心 支 持	_	上部格-	子板	上部格子板	S	炉心支持構 造物		_	変更なし	,		_		
構造物		炉心支持	寺板	炉心支持板	S	炉心支持構 造物		_	変更なし		-			
420		燃料支持金具		中央燃料支持金具	S	炉心支持構 造物			変更なし				_	
		7XXAH XI		周辺燃料支持金具	S	炉心支持構 造物			変更なし		_			
		制御棒劉	案内管	制御椿案内管	S	炉心支持構 造物			変更なし		-			
原子		原子炉圧力容器本体並び 監視試験片		原子炉圧力容器	S	クラス1		_	変更なし				_	
原子炉圧力容器		圧	支持構造物	原子炉圧力容器支持スカート	S	クラス1		_	変更なし				_	
		器	造力 物容 器 支持	基礎ボルト	原子炉圧力容器基礎ボルト	S	クラス1		_	変更なし	,			_

1-8-6

 $\overline{}$

表1 原子炉本体の主要設備リスト(3/4)

				2	変更前					変更後	发		
設備	系統名称		機器区分		設計基準対	対象施設(注1)	重大事故等,	时処設備 ^(注1)		設計基準対象施設(注1)		重大事故等対処設備(注1)	
設備区分	名 (磁路区)		1殘 伯 () 刀	名称	耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス	名称	耐震 重要度 分類	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
			原子炉圧力容器スタ ビライザ	原子炉圧力容器スタビライザ	S	-		_	変更なし				-
		-	原子炉格納容器スタ ビライザ	原子炉格納容器スタビライザ	S	_		_	変更なし				-
		♪ 「 「 「 「 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 」 」 「 」 「 」 」 」 」 」 「 」 」 」	中性子束計測ハウジ ング	中性子束計測ハウジング	S	クラス1	-	_	変更なし				_
		力容器付	制御棒駆動機構ハウ ジング	制御棒駆動機構ハウジング	S	クラス1	-	_	変更なし				
	作		原 テ デ デ デ デ デ デ デ ア 大 の つ ジ ン グ 御 棒 駆動機構 ハ ウ ジ ン グ 一 制 御 棒 駆動機構 ハ ウ ジ ン グ 「 し つ の う ジ し 、 の う 、 、 、 の 、 、 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 、 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 、 、 、 、 、 、 の 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	制御棒駆動機構ハウジング支持金具	S	_	-	_	変更なし			_	
原 子		490	ジェットポンプ計測 管貫通部シール	ジェットポンプ計測管貫通部シール	S	クラス1	1 –		変更なし		-		
炉 圧 力	_		差圧検出・ほう酸水 注入配管	差圧検出・ほう酸水注入系配管(ティーより N11 ノズルまでの外管)	S	クラス1	-	_	変更なし			_	
容器			蒸気乾燥器の蒸気乾 燥器ユニット及び蒸	蒸気乾燥器ユニット	S	-	-	-	変更なし				_
		原子	与お4日日 もいいん	蒸気乾燥器ハウジング	S	-	-	_	変更なし				_
		炉圧力容	気水分離器及びスタ	気水分離器	S	-	-	_	変更なし				_
	고 문 고 고	原子炉圧力容器内部構造物	ンドパイプ	スタンドパイプ	S	_		_	変更なし				-
		豊物	シュラウドヘッド	シュラウドヘッド	S	_	_		変更なし			_	
			ジェットポンプ	ジェットポンプ	S	_	-	-	変更なし				_

表1 原子炉本体の主要設備リスト(4/4)

				3	医更前				変更後											
設備区分	系統名称		機器区分			設計基準対象施設(注1) 重大事故等				設計基準	対象施設 ^(注1)	重大事故等対処設備(注1)								
区分	名称		版曲也力	名称	耐震 重要度 分類	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス	名称	耐震 重要度 分類	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス							
				給水スパージャ	S	_	-	-	変更なし				_							
											高圧炉心スプレイスパージャ	S	_	-	-	変更なし			_	
原		原子		低圧炉心スプレイスパージャ	S	_	-	-	変更なし				_							
子 炉		原子炉圧力容器内	スパージャ及び内部 配管	残留熱除去系配管(原子炉圧力容器内部)	S	_	-	-	変更なし				_							
圧 力 容	_	器内部構		高圧炉心スプレイ系配管(原子炉圧力容器内 部)	S	_	-	-	変更なし				_							
器		構 造 物		低圧炉心スプレイ系配管(原子炉圧力容器内 部)	S	_	-	-	変更なし				_							
				差圧検出・ほう酸水注入系配管(原子炉圧力容 器内部)	S	_	-	-	変更なし		_									
			中性子束計測案内管	中性子束計測案內管	S	_	_		変更なし			_								

(注1) 表1に用いる略語の定義は「付表1」による。

\sim		m to Art	付表1 略語の定義(1/3)
		略語	定 義
		S	耐震重要度分類における S クラス(津波防護施設,浸水防止設備 及び津波監視設備を除く)
		S*	Sクラス施設のうち,津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視 設備。 なお,基準地震動による地震力に対して,それぞれの施設及び設 備に要求される機能(津波防護機能,浸水防止機能及び津波監視 機能をいう)を保持するものとする。
		В	耐震重要度分類におけるBクラス(B-1, B-2及びB-3を 除く)
		B-1	Bクラスの設備のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地 震動S _d に2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保 持できる設計とするもの
設計基準対象施設	耐震重要	B - 2	Bクラスの設備のうち,波及的影響によって,耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの
N象施設	要度分類	В — 3	Bクラスの設備のうち,基準地震動による地震力に対して使用済 燃料プールの冷却,給水機能を保持できる設計とするもの
		С	耐震重要度分類におけるCクラス(C-1,C-2及びC-3を除 く)
		C – 1	Cクラスの設備のうち,波及的影響によって,耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの
		C – 2	Cクラスの設備のうち,基準地震動による地震力に対して火災感 知及び消火の機能並びに地震時の溢水伝播を防止する機能を保持 できる設計とするもの
		C – 3	Cクラスの設備のうち,基準地震動による地震力に対して非常時 における海水の取水機能を保持できる設計とするもの
		_	当該施設において設計基準対象施設として使用しないもの

付表1 略語の定義(1/3)

10

1-8-9

	<u> </u>	略語	定 義
		クラス1	技術基準規則第二条第二項第三十二号に規定する「クラス1容 器」,「クラス1管」,「クラス1ポンプ」,「クラス1弁」又 はこれらを支持する構造物
		クラス2	技術基準規則第二条第二項第三十三号に規定する「クラス2容 器」,「クラス2管」,「クラス2ポンプ」,「クラス2弁」又 はこれらを支持する構造物
		クラス3	技術基準規則第二条第二項第三十四号に規定する「クラス3容 器」又は「クラス3管」
設		クラス4	技術基準規則第二条第二項第三十五号に規定する「クラス4管」
設計基準対象施設	機器クラス	格納容器*1	技術基準規則第二条第二項第二十八号に規定する「原子炉格納容器」
心設		炉心支持 構造物	原子炉圧力容器の内部において燃料集合体を直接に支持するか 又は拘束する部材
		火力技術基準	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の規定を準用す るもの
		Non	上記以外の容器,管,ポンプ,弁または支持構造物
		_	当該施設において設計基準対象施設として使用しないものまた は上記以外のもの

付表1 略語の定義(2/3)

		略語	付表 1 略語の定義(3/3) 定 義
		哈诺	
		常設/防止	技術基準規則第四十九条第一項第二号に規定する「常設耐震重 要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備」
		常設耐震/防止	技術基準規則第四十九条第一項第一号に規定する「常設耐震重要重大事故防止設備」
		常設/防止 (DB 拡張)	常設重大事故防止設備(設計基準拡張): 設計基準対象施設のうち,重大事故等発生時に機能を期待する 設備であって,重大事故の発生を防止する機能を有する常設重
	言几	常設/緩和	大事故防止設備以外の常設のもの 技術基準規則第四十九条第一項第三号に規定する「常設重大事 故緩和設備」
重	設備分類	常設/緩和 (DB 拡張)	常設重大事故緩和設備(設計基準拡張): 設計基準対象施設のうち,重大事故等発生時に機能を期待する 設備であって,重大事故の拡大を防止し,またはその影響を緩 和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設 のもの
重大事故等対処設		常設/その他	常設重大事故防止設備および常設重大事故緩和設備以外の常設重大事故等対処設備
劳対		可搬/防止	重大事故防止設備のうち可搬型のもの
処設		可搬/緩和	重大事故緩和設備のうち可搬型のもの
備		可搬/その他	可搬型重大事故防止設備および可搬型重大事故緩和設備以外 の可搬型重大事故等対処設備
			当該施設において重大事故等対処設備として使用しないもの
	1111	SA クラス 2	技術基準規則第二条第二項第三十八号に規定する「重大事故等 クラス2容器」,「重大事故等クラス2管」,「重大事故等クラ ス2ポンプ」,「重大事故等クラス2弁」またはこれらを支持す る構造物
	重大事故等機器	SA クラス3	技術基準規則第二条第二項第三十九号に規定する「重大事故等 クラス3容器」,「重大事故等クラス3管」,「重大事故等クラ ス3ポンプ」または「重大事故等クラス3弁」
	命クラス	火力技術基準	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の規定を準用 するもの。または,使用条件を踏まえ,十分な強度を有してい ることを確認できる一般産業品規格を準用するもの
		_	当該施設において重大事故等対処設備として使用しないもの 又は上記以外のもの & 設計・建設規格(2005年版(2007年追補版会ま。))

付表1 略語の定義(3/3)

注記*1:「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2005年版(2007年追補版含む))

<第I編 軽水炉規格>JSME S NC1-2005/2007」(日本機械学会 2007年)における

1-8-11

「クラス MC」である。